

# 第1章 対策の基本方針

## 1 計画の目的

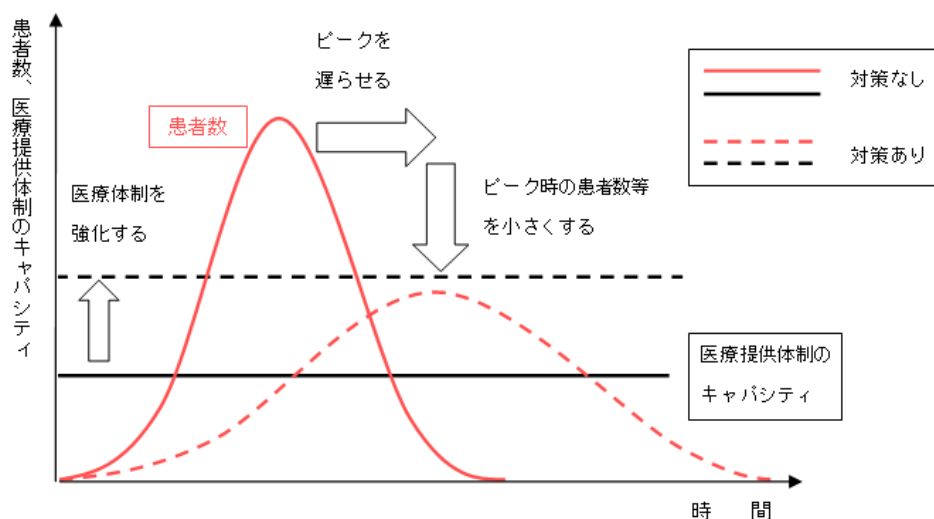
新型インフルエンザ等は、発生時期や地域、感染力などを正確に予測することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、感染は全国に拡大し、本市においても健康被害だけでなく、社会機能や経済活動の混乱が生じることが懸念され、市民生活にも大きな影響をもたらすことが予想される。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策を講じていくものとする。

- (1) 感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
  - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制の受け入れ能力を超えないようにすることで、患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。
  - 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤、家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
  - 業務継続計画を作成・実施することで、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



## 2 基本的な考え方

---

### (1) 対策の選択的实施と柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策については不確定要素が大きく、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。

そのため、国や県は病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示している。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権の配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市においても、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。

市行動計画は、国や県の行動計画を踏まえ、本市としての対策の基本方針及び認識を示すものであり、発生段階の体制の移行については、埼玉県の情報及び判断に基づき決定するものとする。

事態によっては、久喜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び知事を本部長とする埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）との協議のうえ、地域の実情等に応じて、柔軟な対策を講じることができるよう配慮・工夫を行う。

### (2) 発生段階に応じた対応

#### ア 未発生期（発生前の準備）

地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### イ 海外発生期（海外発生段階の対応）

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国や県は直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能である。海外で発生している段階では、国が検疫の強化等で体制を構築し、県は連携しながら、それらの情報を関係機関へ提供するので、市は対策本部を設置し、それらの情報を収集し、適宜関係機関へ周知するとともに事前準備を行う。

**ウ 国内発生期（国内で発生しているが県内では発生していない段階の対応）**

市（県）内発生早期に備え、対策の確認を行う。

**エ 市（県）内発生早期（市・県内発生当初での感染拡大抑制）**

県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛等に協力する。

また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設使用制限等に協力する。

**オ 市（県）内感染拡大期（市・県内感染拡大期の対応）**

国、県、事業所等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限努力する。この段階では、社会は緊張し、不測の事態が生じることも想定しておく。

**カ 小康期（大流行は一旦終息している段階の対応）**

市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二派に備える。

**（3）社会全体で取り組む感染拡大防止策**

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどについても積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止による医療提供体制の受け入れ許容範囲の超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定地方公共機関等による対策だけでは限界があり、事業所や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う必要がある。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

**（4）新感染症への対応**

平成15年に発生したSARSのような新感染症（当時）については、市行動計画に掲げた対策のうち、治療薬やワクチン接種等以外の公衆衛生対策について実施する。

### 3 対策実施上の留意点

---

#### (1) 基本的人権の尊重

---

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、以下の対策の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。市は、県が行うことに協力する。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- 医療関係者への医療等の実施要請、指示
- 不要不急の外出の自粛要請
- 学校、興行場等の使用等制限等の要請、指示
- 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- 緊急物資の運送、収用
- 特定物資の売渡しの要請、指示

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

---

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても病原性の程度や、抗インフルエンザ薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要性がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

---

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

---

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公文書として取り扱う。

## 4 発生時の被害想定等

### (1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を越える事態も下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することが重要としている。

### (2) 感染規模の想定

新型インフルエンザ等発生時の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得、その発生時の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、1つの例として、日本の全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、致命率についてはアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重症度の場合には2.0%と想定した。

（米国疾病予防管理センター《Centers for Disease Control and Prevention, 以下「米国CDC」という。》により示された推計モデル《FluAid2.0著者Meltzerら、2000年7月》を用いて推計されていると考えられる。）

このデータを基に、久喜市の人口比で算出した推計値は、表1のとおりである。

表1【流行規模の推計】注 久喜市の人口は、154,997人（平成26年4月1日現在）を使用

区分		久喜市	埼玉県
医療機関を受診する患者数		約1万6千人～約3万人	約75万人～約140万人
入院患者数の上限	中等度	約620人	約3万人
	重度	約2,500人	約11万人
1日あたりの最大入院患者数（注1）	中等度	約150人	
	重度	約470人	
死亡者数の上限	中等度	約150人	約9,500人
	重度	約780人	約3万6千人

注1 全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合の流行発生から5週目

注2 これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。また、この推計は、随時最新の科学的知見を踏まえて見直すことがある。

### (3) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には、多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として、想定される。

- 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患の他、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により、出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、関係機関等の役割について以下に示す。

<p><b>(1) 国</b></p> <p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携の確保・調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○政府対策本部の基本的対処方針に基づき、対策を強力に推進</li> <li>○対策の実施にあたっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施</li> </ul>
<p><b>(2) 県</b></p> <p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</p> <p>県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県対策本部等を設置</li> <li>○政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携</li> <li>○市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供</li> <li>○地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進</li> </ul>
<p><b>(3) 市</b></p> <p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施する。対策の実施にあたっては、都道府県や近隣の市町と緊密な連携を図る。</p>
<p><b>(4) 医療機関</b></p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策</li> <li>○必要となる医療資器材の確保</li> <li>○診療継続計画の策定</li> <li>○地域における医療連携体制の整備</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等患者発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携</li> <li>○発生状況に応じて医療を提供</li> </ul>

<p><b>(5) 指定（地方）公共機関</b></p> <p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法に基づき業務計画を作成</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等対策を実施</li> <li>○国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施</li> </ul>
<p><b>(6) 登録事業者</b></p> <p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の指示により臨時に予防接種を実施</li> <li>○事業活動の継続</li> <li>○発生前から、職場における感染対策の実施</li> <li>○重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施</li> </ul>
<p><b>(7) 一般の事業者</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の事業を縮小</li> <li>○多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底</li> </ul>
<p><b>(8) 市民</b></p> <p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・手洗い・咳エチケット・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手</li> <li>○外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施</li> </ul>



## 6 発生段階

---

新型インフルエンザ等対策は、その発生段階に応じてとるべき対策が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、平素より各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画（国）では、新型インフルエンザ等が発生する前（未発生期）から、海外での発生（海外発生期）、国内での発生（国内発生早期）、まん延を迎え（国内感染期）、小康状態（小康期）に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。

国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。

国の分類に基づき、県行動計画では、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、 「海外発生期」、県内では発生していないが国内で発生が始まった「国内発生期」、県内で発生が始まった「県内発生早期」、県内で流行が始まった「県内感染拡大期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つの発生段階に分類した。

市においても、県の発生段階に合わせ、表2のとおりとする。その移行については、必要に応じて国との協議の上で、県対策本部が判断するので、市対策本部も県の判断に基づき判断するものとする。（地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断する。）

国、県、市、関係機関等は、行動計画等で示された対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。

さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

表2【発生段階の区分】

発生段階	発生の状態	国・県の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	国：未発生期 県：未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国：海外発生期 県：海外発生期
国内発生期	本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態	国：国内発生早期・ 国内感染期 県：国内発生期
市（県）内 発生早期	市（県）内で新型インフルエンザ等が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査で確認できる状態	国：国内発生早期・ 国内感染期 県：県内発生早期
市（県）内 感染拡大期	市（県）内において、新型インフルエンザ等患者の接触 歴が疫学調査で確認できなくなった状態	国：国内感染期 県：県内感染拡大期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	国：小康期 県：小康期

※市（県）内発生早期及び市（県）内感染拡大期に係る対策については、市内の状況にかかわらず、隣接市町等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

例) 県が感染拡大期に移行すれば、市内感染拡大期とする。

## 7 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする」を達成するため、市行動計画は、その目標と活動を「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」及び「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6つの項目に分類する。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、市行動計画や具体的な各種対応マニュアル、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施できる体制を整備する。

本市の新型インフルエンザ等対策の推進体制としては、市対策本部を設置し、全庁的な危機管理体制のもと対策を推進する。

また、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組みを行う。

【本庁の組織】注：組織名に変更があった場合は、読み替えること

#### ア 市対策本部

新型インフルエンザ等対策を総合的に実施するため、久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を「本部長」として、市対策本部を設置する。

##### a. 構成

市対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部長	総務部長、財政部長、市民部長、環境経済部長 福祉部長、健康増進部長、建設部長、菖蒲総合支所長 栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、会計管理者 上下水道部長、議会事務局長、教育部長

##### b. 所掌事務

- 新型インフルエンザ等に係る情報収集及び情報提供に関すること
- 新型インフルエンザ等の感染防止に関すること
- 関係機関等との連絡調整及び連携に関すること
- その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること

イ 久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議

久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程に基づき、「健康増進部部長」を「会長」として、「久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議」（以下「班長会議」という。）を設置する。

a. 構成

班長会議	会 長	健康増進部部長
	副 会 長	健康増進部副部長
	班 長	総括班：健康医療課長 医療・救護班：中央保健センター所長 秘書班：秘書課長 広報・情報収集班：シティプロモーション課長 総務・動員班：人事課長 生活維持班：消防防災課長 市民ボランティア班：自治振興課長 調査班：資産税課長 財政班：管財課長 環境班：環境課長 産業班：農業振興課長 被災者救援班：社会福祉課長 道路・河川班：建設管理課長 住宅班：建築審査課長 公園班：都市整備課長 給水班：水道施設課長 下水道班：下水道施設課長 経理班：出納室長 教育総務班：教育総務課長 学校教育班：学務課長 社会教育班：生涯学習課長

	<p>総合支所総務管理班：菖蒲総合支所総務管理課長 栗橋総合支所総務管理課長 鷺宮総合支所総務管理課長</p> <p>総合支所市民班：菖蒲総合支所市民課長 栗橋総合支所市民課長 鷺宮総合支所市民課長</p> <p>総合支所税務班：菖蒲総合支所税務課長 栗橋総合支所税務課長 鷺宮総合支所税務課長</p> <p>総合支所環境経済班：菖蒲総合支所環境経済課長 栗橋総合支所環境経済課長 鷺宮総合支所環境経済課長</p> <p>総合支所福祉班：菖蒲総合支所福祉課長 栗橋総合支所福祉課長 鷺宮総合支所福祉課長</p> <p>総合支所建設班：菖蒲総合支所建設課長 栗橋総合支所建設課長 鷺宮総合支所建設課長</p>
--	---

**b. 所掌事務**

- 新型インフルエンザ等の具体的な対応策の検討に関すること
- 新型インフルエンザ等の対応策の実施に関すること

**ウ 久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議作業部会**

久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議規程に基づき、「健康増進部健康医療課長」を「部会長」として、「久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

a. 構成

班長会議 作業部会	部会長	健康増進部健康医療課長
	副部会長	健康増進部健康医療課健康企画係係長
	部会員	次の課の所属長に推薦された者  中央保健センター  消防防災課  社会福祉課  障がい者福祉課  介護福祉課  保育課  学務課  菖蒲総合支所福祉課  栗橋総合支所福祉課  鷺宮総合支所福祉課

b. 所掌事務

- 新型インフルエンザ等の情報収集に関すること
- 新型インフルエンザ等の予防対策の検討に関すること
- その他班長会議で必要な事項に関することと

**【相互に連携を図る地域の組織】** 注：組織名に変更があった場合は読み替えること

- 埼玉東部消防組合消防局
- 埼玉県幸手保健所
- 一般社団法人久喜市医師会
- 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会 等

久喜市新型インフルエンザ等対策本部組織図



## 新型インフルエンザ等対策本部会議の事務分掌

### ■ 新型インフルエンザ等対策本部長、副本部長、本部員、及び本部付の構成及び事務分掌

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 (順位は副市長、教育長の順とする。)
本部員	健康増進部長 市民部長 総務部長 財政部長 環境経済部長 福祉部長 建設部長 菖蒲総合支所長 栗橋総合支所長 鷺宮総合支所長 会計管理者 上下水道部長 議会事務局長 教育部長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地におもむき各班の指揮を執る。
本部付	健康増進副部長 健康医療課長	各班との連絡並びに各班に係る施設等の患者発生 の情報及び対策の実施状況を収集する等の事務に従事する。

注) 本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合は、増員することができる。



■ 新型インフルエンザ等対策本部各部班の事務分掌

【健康増進部（健康増進部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
総括班 (健康医療課長)	健康医療課	<p>【対策本部に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の開設、閉鎖に関すること。</li> <li>・ 本部会議、班長会議、関係機関会議に関すること。</li> <li>・ 本部長の命令伝達に関すること。</li> <li>・ 本部の庶務に関すること。</li> </ul> <p>【対策本部の決定に基づく指令等の伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行状況や不要不急の外出の自粛要請等の伝達に関すること。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行状況等の情報収集及び伝達に関すること。</li> <li>・ 患者及び相談件数等の集約及び報告に関すること。</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策の取りまとめ及び調整に関すること。</li> </ul>
医療・救護班 (中央保健センター所長)	中央保健センター 国民健康保険課 【関連施設】 菖蒲保健センター 栗橋保健センター 鷺宮保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等に係る問い合わせ、相談等の対応に関すること。</li> <li>・ 救急医薬品等の調達に関すること。（抗インフルエンザ薬の確保は県）</li> <li>・ 医師会等医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 保健所及び関係機関との連絡に関すること。</li> <li>・ 感染症の予防に関すること。（予防接種の実施に関すること）</li> </ul>

【市民部（市民部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
生活維持班 (消防防災課長)	消防防災課 生活安全課	<p>【対策本部に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「総括班」に協力し、支援すること。</li> </ul> <p>【市民生活に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災倉庫の管理及び緊急物資の調達及び輸送の総括に関すること。</li> <li>・ 消防組合との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 県警との連絡調整に関すること。</li> </ul>
市民ボランティア班 (自治振興課長)	自治振興課 市民課 (総合窓口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 外国人に対する情報提供及び相談に関すること。</li> <li>・ 「医療・救護班」に協力し、支援すること。</li> <li>・ 広範囲な相談や問合せの対応に関すること。</li> </ul>

【総務部（総務部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
秘書班 （秘書課長）	秘書課	・本部長及び副本部長の秘書に関する事。
広報・情報収集班 （シティプロモーション課長）	シティプロモーション課 企画政策課 公文書館 議会総務課 監査委員事務局	・流行状況、不要不急の外出の自粛要請等の住民に対する広報に関する事。 ・防災行政無線の放送およびメール配信等に関する事。 ・市ホームページ、市公式ツイッター等による情報提供に関する事。 ・報道機関との連絡及び調整に関する事。 ・議会（市議会議員）との連絡及び調整に関する事。 ・公共交通（鉄道・バス・高速道路等）及びライフライン（ガス・電気・電話等）の情報提供等に関する事。
総務・動員班 （人事課長）	庶務課 人事課 人権推進課	・対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 ・埼玉県への要請及び連絡調整に関する事。 ・職員の動員及び各班の配置調整に関する事。 ・出動職員の配置状況の集約に関する事。 ・出動職員の給与及び食料に関する事。 ・災害派遣手当等の支給及び厚生等に関する事。 ・新型インフルエンザ等対策従事者の損害補償に関する事。 ・その他応援に関する事。

【財政部（財政部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
調査班 （資産税課長）	市民税課 資産税課 収納課	・各総合支所の「税務班」との連絡調整に関する事。 ・記録一切に関する事 ・「医療・救護班」に協力し、支援すること。 ・広範囲な相談や問合せの対応に関する事。
財政班 （管財課長）	財政課 管財課 契約検査課	・対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。 ・緊急予算編成及び資金調達に関する事。

【環境経済部（環境経済部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
環境班 （環境課長）	環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部、部内各班との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 広域利根斎場組合等との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 清掃、消毒、防疫に関する事。</li> <li>・ 防疫資材等の確保、調達に関する事。</li> <li>・ 医療系廃棄物を除く新型インフルエンザ等対策に使用した物品等の処理に関する事。</li> </ul>
産業班 （農業振興課長）	農業振興課 農業委員会事務局 商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家きん等の鳥インフルエンザに関する事</li> <li>・ 農協等農業関係機関への情報提供並びに連絡調整に関する事。</li> <li>・ 商店、工場及び事業所等への情報提供並びに連絡調整に関する事。</li> </ul>

【福祉部（福祉部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
被災者救援班 （社会福祉課長）	社会福祉課 障がい者福祉課 介護福祉課 子育て支援課 保育課 【関連施設】 鷲宮福祉センター 児童センター 久喜地域・栗橋地域・鷲宮 地域子育て支援センター 鷲宮児童館 さくら・すみれ・ひまわり・あ おば・中央（分園含む）の各 保育所 ふれあいセンター久喜 各老人福祉センター 彩嘉園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 社会福祉施設及び児童施設等の流行状況の調査に関する事。</li> <li>・ 要援護者等への生活支援に関する事。</li> <li>・ 臨時の遺体安置所への遺体の移送に関する事。</li> <li>・ 人的被害（死者等）の把握に関する事。</li> </ul>

【建設部（建設部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
道路・河川班 （建設管理課長）	建設管理課 道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>・臨時の医療施設等の確保・設置に関すること</li> <li>・臨時の医療施設の管理・運営に関すること</li> <li>・臨時の遺体安置所の設置に関すること</li> <li>・臨時の遺体安置所の管理・運営に関すること。</li> </ul> ※臨時の遺体安置所への遺体の保管（移送）については、被災者救援班に協力し、支援すること。
住宅班 （建築審査課長）	営繕課 建築審査課	
公園班 （都市整備課長）	都市計画課 都市整備課 【関連施設】 栗橋駅西土地区画整理事務所	

【上下水道部（上下水道部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
給水班 （水道施設課長）	水道業務課 水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>・「被災者救援班」に協力し、支援すること。</li> </ul>
下水道班 （下水道施設課長）	下水道業務課 下水道施設課	

【出納部（会計管理者）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
経理班 （出納室長）	出納室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策の経費に関する現金の出納に関すること。</li> <li>・その他経費に関すること。</li> </ul>

【教育部（教育部長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
教育総務班 （教育総務課長）	教育総務課	・対策本部、関係機関及び部内各班との連絡調整に関する事。
学校教育班 （学務課長）	学務課 指導課 教育委員会分室 菖蒲学校給食センター 鷺宮第1・第2学校給食センター 久喜中央幼稚園 栗橋幼稚園	・幼児、児童、生徒の安全確保に関する事。 ・感染予防教育に関する事。 ・児童・生徒の流行状況の把握に関する事。 ・学校等の保健及び衛生指導に関する事。
社会教育班 （生涯学習課長）	生涯学習課 文化財保護課 中央公民館 東公民館 西公民館 森下公民館 栗橋公民館 鷺宮公民館 中央図書館 菖蒲図書館 栗橋文化会館図書室 鷺宮図書館 郷土資料館	・「被災者救援班」に協力し、支援すること。

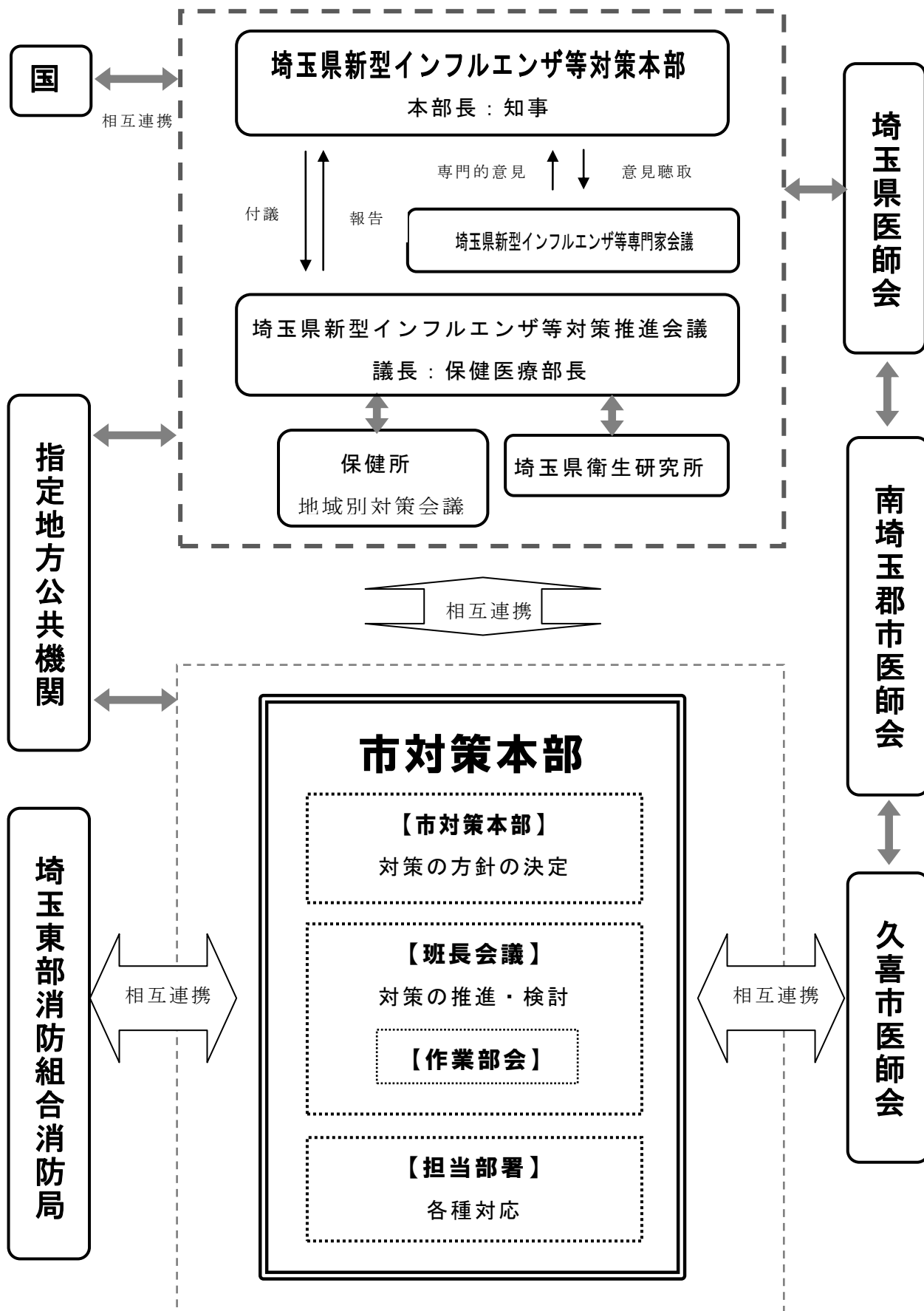
【総合支所部（総合支所長）】

班（班長）	担当部署	事務分掌
総務管理班 （総務管理課長）	総務管理課 しょうぶ会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部（各部班含む）、支所内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>・総務部、財政部「財政班」と同様の事務分掌とする。</li> <li>・総合支所の庶務に関すること。</li> <li>・流行状況、不要不急の外出の自粛要請等の市民に対する広報に関すること。</li> </ul>
市民班 （市民課長）	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部と同様の事務分掌とする。</li> </ul>
税務班 （税務課長）	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政部の「調査班」及び健康増進部の「医療・救護班」と同様の事務分掌とする。</li> </ul>
環境経済班 （環境経済課長）	環境経済課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境経済部と同様の事務分掌とする。</li> </ul>
福祉班 （福祉課長）	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉部と同様の事務分掌とする。</li> </ul>
建設班 （建設課長）	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部と同様の事務分掌とする。</li> <li>・上下水道部と同様の事務分掌とする。</li> </ul>

（備考）

- ① 本部長は、流行の規模等の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず部班を重点的に配置換えすることができる。
- ② 各部長は、流行の規模等の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず部内の班を配置換えすることができる。
- ③ 本部長は、必要があると認めるとは、本表の部班の他に部班を編成することができる。
- ④ 各支所長は対策本部各部班との連携強化を図るため、各部長と協議を行う。

推進体制図



## (2) サーベイランス・情報収集

---

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈するものである。

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、常に、国、県及び医師会等が発信する情報の収集に努め、効果的な対策に結びつける。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは、現時点では行っていないため、新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

### ア 情報の活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス情報についても、県等と連携して、積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

## (3) 情報提供・共有

---

新型インフルエンザ等対策は、重要な課題という共通理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。

誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者に責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### ア 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。



## イ 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や県の様々な調査研究の結果などについて、市民の他、医療機関、事業者等に情報提供する。

学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について、児童・生徒等に丁寧に情報提供する。

## ウ 発生時における市民等への情報提供及び共有

### ① 発生時の情報提供

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえて、どのような事項を考慮してどのような判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。提供する情報の内容は、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

### ② 市民の情報収集の利便性向上

市民に対する情報提供を行う手段として、市ホームページ、防災行政無線等の活用を行う。

また、長期の周知に際しては、市広報紙等の活用も行う。

## エ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報内容について統一を図るため、市対策本部における広報担当者（広報・情報収集班）を置き、提供する情報の内容に応じ、適切な情報を発信する体制をとる。

## （４）予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。

ただし、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

## ア 主な予防・まん延防止

### ① 個人における対策

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう市民に促す。

また、県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染症法に基づく措置に対し、適宜協力する。新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等に対し、適宜協力する。

### ② 地域・職場における対策

国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。新型インフルエンザ等緊急事態における県等からの施設の使用制限の要請に応じ、その取組み等に協力する。

### ③ その他

海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

## イ 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によっては、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

## ① 特定接種

### a. 特定接種とは

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### b. 対象となり得る者

○「医療の提供の業務」又は、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

※特定接種の対象となり得る者として、政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、本県に係るものは、別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」（別表1：P91～97※埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）による。

### c. 特定接種の接種体制等

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項が決定される。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員について特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者を指定する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、あらかじめ接種対象者、接種順位等を定め、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

## ② 住民接種

### a. 種類

#### ○臨時の予防接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

#### ○新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

#### 【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- (b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

※接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

### b. 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体とする。接種方法、接種場所に関しては、関係機関と協議のうえ決定する。

### ③ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の2つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し決定する。

## (5) 医療

---

県においては、原則として2次医療圏単位を基本とし、保健所を中心に医療関係機関や市町村等の関係者からなる地域別対策会議を開催し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

本市においては、県の要請に応じその対策等に適宜協力するが、緊急対応が必要な場合は関係機関と協議のうえ迅速に対策を行う。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

---

新型インフルエンザ等の発生時においても、市民生活及び市民経済への影響が最小限とできるよう、市は県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき発生前から業務継続計画の策定や職員等への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である

一方、こうした場合、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、業務を縮小することも望まれる。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

## 8 緊急事態宣言時の措置

※緊急事態宣言がされた場合の「県・市町村等の講じる措置」について、以下「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋した。

---

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

県、市町村及び指定（地方）公共機関等は、緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

### （1）実施体制

---

#### （1）－1 県の体制

政府対策本部が本県を対象区域として緊急事態宣言をし、基本的対処方針を変更したときは、県は、直ちに県対策本部の会議を開催し、全庁一体となった対策を推進する。また、必要に応じて対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。

必要に応じて、専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、県対策本部に意見を提出する。

県保健所は、必要に応じて地域別対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

#### （1）－2 職員の配備体制

県の職員の配備体制は、本部要綱に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

#### （1）－3 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。

**(1) - 4 他の地方公共団体による代行等**

県又は市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

**(1) - 5 政府・県・市町村対策本部の総合調整**

県対策本部は、政府対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、市町村対策本部長からの要請があった場合にはその要請の趣旨を尊重し、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。

また、状況によっては、県対策本部長から政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

市町村対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

**(2) サーベイランス・情報収集**

---

緊急事態宣言時において行う特別な措置はない。

**(3) 情報提供・共有**

---

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、知事コメント等により県民に対する注意喚起・情報提供を行う。

また、県民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、緊急事態宣言に伴う具体的な対策等を詳細に分かりやすく、速やかに情報提供する。

特に、緊急事態宣言に伴って県民一人ひとりがとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

**(4) 予防・まん延防止**

---

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされたときは、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、不要不急の外出の自粛等の要請及び施設の使用制限等の要請などの措置を講じる。

その期間及び区域は、基本的対処方針と同様の考え方で一体的に運用する。例えば、期間は、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、新型インフルエンザについては、1～2週間程度となることが想定される。

また、区域は、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

#### （４）－１ 外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用

県は、外出自粛等の要請・施設の使用制限等の運用に際して、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。

なお、公共交通機関については、特措法第45条の施設の使用制限の対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

#### （４）－２ 外出自粛等の要請

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

ただし、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

#### （４）－３ 施設の使用制限等の要請等

##### ① 対象となる施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に掲げる施設が、特措法第45条第2項に基づく使用制限の要請等の対象となる。

使用制限以外の感染防止措置の協力要請の対象となるものも含めると施設は3つに区分される。



**(区分1施設) 感染のリスクが高い施設：学校、保育所、通所の福祉施設等**

その地域の感染拡大の原因となる可能性が高いことを勘案し、積極的に特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等を行う。

**(区分2施設) 社会生活を維持する上で必要な施設：病院、食料品売場、飲食店、銀行、工場、事務所等**

使用制限の対象とはならず、消毒設備の設置などの特措法第24条第9項による協力の要請を行う。

**(区分3施設) 営業の自由や県民生活への影響を考慮し、運用上柔軟に対応すべき施設：大学、劇場、運動・遊戯施設、集会場、展示場、百貨店等**

特措法第24条第9項による協力の要請を行う。協力要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じている1,000㎡超の施設に対してのみ、限定的に特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限等の要請等を行う。

## ② 措置の内容

県が、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、特措法第45条第2項に基づき行う要請、及び正当な理由がないのに要請に応じないときに行う同条第3項に基づく指示の内容は次に掲げる措置とする。

なお、要請・指示を行ったときは、同条第4項に基づき、要請等が行われたことを知らないままに県民が来訪することのないように、その旨を公表する。

- 施設の使用の制限若しくは停止（特措法第45条）
- 催物の開催の制限若しくは停止（特措法第45条）
- 感染防止のための入場者の整理（特措法施行令第12条）
- 発熱等の症状のある者の入場の禁止（特措法施行令第12条）
- 手指の消毒設備の設置（特措法施行令第12条）
- 施設の消毒（特措法施行令第12条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（特措法施行令第12条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの（特措法施行令第12条）

#### (4) - 4 予防接種

市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

なお、小康期においても、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、前記の臨時の予防接種を進める。

### (5) 医療

#### (5) - 1 医療、医薬品等の確保

医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、基本的対処方針及び業務計画で定めるところにより、必要に応じ、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

#### (5) - 2 臨時の医療施設（県内感染拡大期）

県及び保健所設置市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市町村が行うこととする。その際は、事前に市町村と協議を行うことを基本とする。

#### (5) - 3 措置の縮小・中止（小康期）

県及び保健所設置市は、必要に応じ、県内感染拡大期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

---

### (6) - 1 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始し、事業の継続を行う。

また、登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行い、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。

その際、県は、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。

### (6) - 2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (6) - 3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

**(6) - 4 サービス水準に係る県民への呼び掛け**

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

**(6) - 5 緊急物資の運送等**

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ③ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、指定地方公共機関等が上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定地方公共機関等に対して運送又は配送を指示する。

**(6) - 6 物資の売渡しの要請等（県内発生早期・県内感染拡大期）**

- ① 県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

**(6) - 7 生活関連物資等の価格の安定等**

- ① 県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 県は、市町村とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 県は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

**(6) - 8 要援護者への生活支援（県内発生早期・県内感染拡大期）**

県は、国の要請を受け、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

**(6) - 9 犯罪の予防・取締り**

県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

**(6) - 10 埋葬・火葬の特例等（県内感染拡大期）**

- ① 県は、国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ② 県は、国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続について特例を国が定めるため、県は、これを市町村へ周知する。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

**(6) - 11 国が行う措置の周知（県内感染拡大期）**

県は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じ、その旨を周知する。

**(6) - 1 2 業務の再開（小康期）**

- ① 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ② 指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

**(6) - 1 3 緊急事態措置の縮小・中止（小康期）**

市町村、指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。